

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市中区東平塚町9番5号

氏 名 久米産業 株式会社
代表取締役 畠谷 経夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

呉 市 長 新 原 芳 明



許可の年月日 令和2年8月27日

許可の有効年月日 令和7年8月26日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（肥料化，分別）

産業廃棄物の種類

・肥料化：汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）

廃酸

廃アルカリ

木くず

動植物性残さ

ばいじん（食品工場から発生した有機物を焼成したものに限る。）（判定基準に適合しないものを除く。）

・分別：廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類（廃容器包装を含み，廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）

金属くず（廃容器包装を含み，廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）

ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（廃容器包装を含み，廃ブラウン管，廃石膏ボード及び自動車等破砕物を除く。）

（これらのうち，水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等，石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年8月6日

更新許可

令和2年12月4日

変更許可（産業廃棄物の種類の追加）以下余

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 処理施設

設置場所 呉市郷原町ワラヒノ山12528番2外

施設の種類	廃棄物の種類	設置年月日	処理能力	許可年月日・許可番号
肥料化施設	汚泥, 廃酸, 廃アルカリ, 木くず, 動植物性残さ	平成10年6月12日	150 t/日	—
分別施設	廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	平成11年11月1日	39.6 t/日	—

(2) 保管施設

設置場所 呉市郷原町ワラヒノ山12528番139外

廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げ高さ
廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず	21.6 m ²	25.92 t	1.2 m
廃酸, 廃アルカリ	58.96 m ²	146.88 t	2.0 m

以下余白